

10 客席

【基本的な考え方】

- ・誰もが音楽鑑賞や観劇、スポーツ観戦、講演会への参加といった活動を楽しめるよう、様々な利用者を想定して整備します。
- ・出入口から容易に到達でき、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置に車椅子使用者用のスペースを設けるほか、聴覚障害者等の利用への対応を考慮します。

整備基準

解説

(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車椅子使用者用区画を、全客席数に200分の1を乗じて得た数（当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10）以上設けること。

(2) 車椅子使用者用区画は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、85センチメートル以上とし、奥行きは、120センチメートル以上とすること。

イ 床面は、高低差がないものとする。

(3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車椅子使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(ウ) 幅は、階段に代わるものには120センチメートル以上、階段に併設するものには90センチメートル以上とすること。

(エ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものには、8分の1を超えないこと。

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものには、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(カ) 始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9 \rightarrow 2$ 区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75 \rightarrow 4$ 区画以上

- ・85 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車椅子及び電動車椅子のJIS規格上の全長です。

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

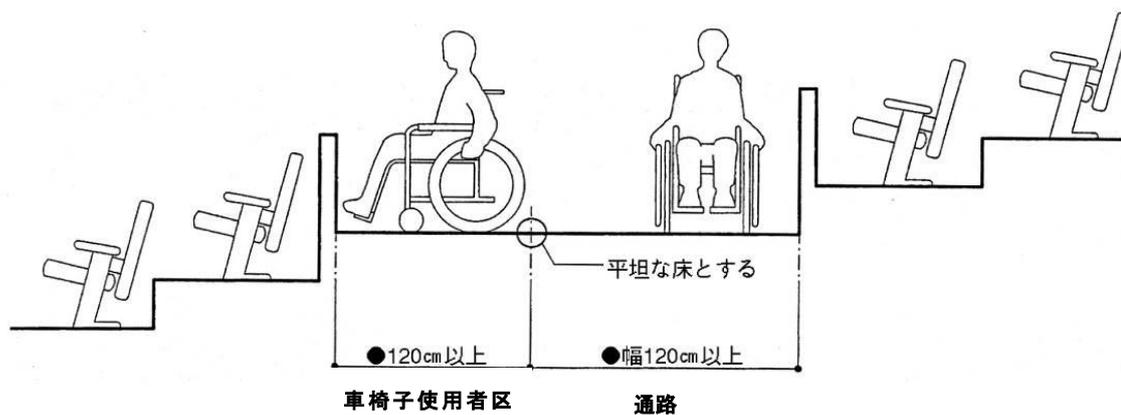
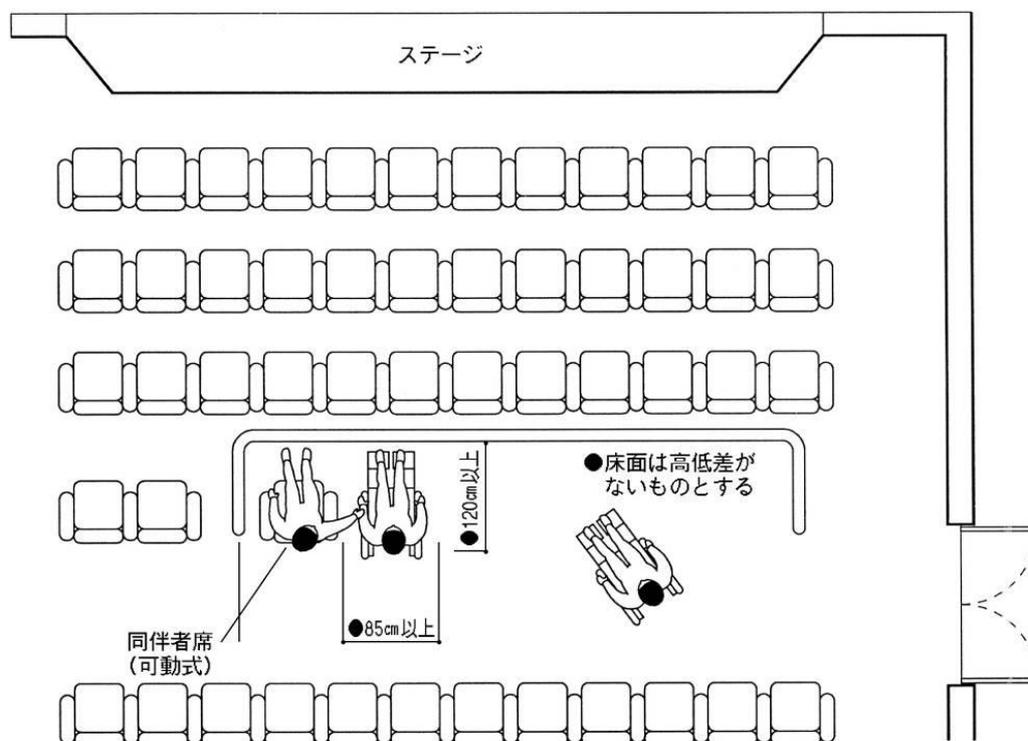
- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

下記以外の建築物

整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
- ：整備が望ましい項目

■客室の整備例



＜条例＞

第65条の2 別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物に客席を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用することができる客席(以下「車椅子使用者用客席」という。)を、客席の総数に200分の1を乗じて得た数(当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10)以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、85センチメートル以上とすること。
- (2) 奥行きは、120センチメートル以上とすること。
- (3) 床は、平らとすること。

3 客席からの出入口(移動等円滑化経路(令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。))を構成する出入口に限る。)から車椅子使用者用客席までの経路は、そのうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路にしなければならない。

4 前項の経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該経路を構成する通路の幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 当該経路を構成する傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 手すりを設けること。

オ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(算定例)

- ・全客席数が180席の場合
 $180 \times 1/200 = 0.9 \rightarrow 2$ 区画以上
- ・全客席数が750席の場合
 $750 \times 1/200 = 3.75 \rightarrow 4$ 区画以上

- ・85 cmとは、車椅子使用者が通過できる幅である80 cmに、隣の人との余裕を見た寸法です。
- ・120 cmとは、手動車椅子及び電動車椅子のJIS規格上の全長です。

- ・4(1)(2)の120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。

- ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

条例第6章の適用対象建築物

整備誘導基準

条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあつては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。

解説

- ・p.126(「6 整備誘導基準」の「5 集団補聴設備」)参照

整備が望ましい項目

- ・スクリーン及びプロジェクター等、要約筆記の内容を会場に映し出すことができる設備を設けること。

解説

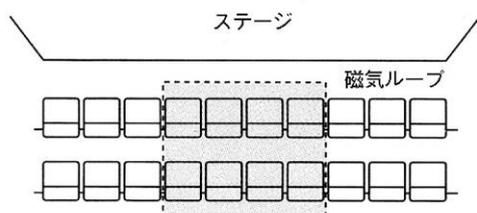
- ・要約筆記とは、聴覚障害者に、話の要点をその場で文字にして伝える通訳のことです。

整備例

- ◎：整備誘導基準
- ：整備が望ましい項目

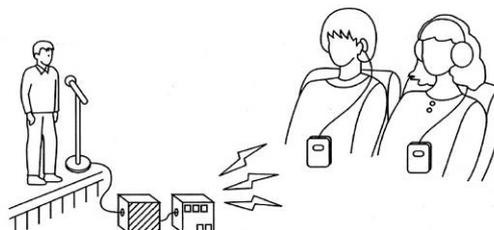
■集団補聴設備の例（◎）

◇磁気ループ



マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聞くシステム。

◇赤外線補聴システム



マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。ヘッドホン又は補聴器を受信機に接続して利用する。

■要約筆記の内容を会場に映し出せる設備の例

